

# GK すまいの保険 その他の改定点について

平素は三井住友海上の火災保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。当社では2015年10月1日以降始期契約より、「GK すまいの保険」の補償内容等を改定いたしました。改定の内容につきご理解いただくとともに、引き続きご用命いただきますようお願い申し上げます。

## <ご注意>

このご案内では、「GK すまいの保険(5年以下用およびスーパーロング)改定のご案内」「ローン団体扱家庭用火災保険改定のご案内」「GK すまいの保険(マンション管理組合用)改定のご案内」でご案内している内容以外の改定内容について説明しております。

## 1. 普通保険約款の明確化・改定

主な改定項目	改定内容						
風災の範囲の明確化	<p>風災に関する説明について、以下のとおり明確化しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台風、旋風、暴風、<b>暴風雨</b>等をいい、洪水、高潮等を除きます。</td> <td>台風、旋風、<b>竜巻</b>、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。</td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	台風、旋風、暴風、 <b>暴風雨</b> 等をいい、洪水、高潮等を除きます。	台風、旋風、 <b>竜巻</b> 、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。		
改定前	改定後						
台風、旋風、暴風、 <b>暴風雨</b> 等をいい、洪水、高潮等を除きます。	台風、旋風、 <b>竜巻</b> 、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。						
雪災に係る補償の明確化	<p>○雪災の補償要件を以下のとおり明確化しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豪雪、雪崩(なだれ)<b>等</b>をいい、融雪洪水を除きます。</td> <td>豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○雪災の事故による損害が、1回の積雪期において複数生じた場合の取扱いについて、以下のとおり明確化しました。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>雪災</td> <td>雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが基本条項第21条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定に基づく義務を負うものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	豪雪、雪崩(なだれ) <b>等</b> をいい、融雪洪水を除きます。	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。	雪災	雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが基本条項第21条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定に基づく義務を負うものとします。
改定前	改定後						
豪雪、雪崩(なだれ) <b>等</b> をいい、融雪洪水を除きます。	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。						
雪災	雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが基本条項第21条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定に基づく義務を負うものとします。						
水災の補償要件の改定	<p>水災の補償要件について、新たに「保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合」も保険金のお支払い対象となるよう改定しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、保険の対象である建物※が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。</td> <td>                     台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・<b>落石</b>等によって、保険の対象に損害が発生し、発生した損害の状況が次のア。またはイ。に該当する場合をいいます。  <b>ア. 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合</b>                      イ. 保険の対象である建物※が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の記載は建物条項の場合です。家財条項の場合は「保険の対象を収容する建物」となります。</p>	改定前	改定後	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、保険の対象である建物※が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・ <b>落石</b> 等によって、保険の対象に損害が発生し、発生した損害の状況が次のア。またはイ。に該当する場合をいいます。 <b>ア. 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合</b> イ. 保険の対象である建物※が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合		
改定前	改定後						
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、保険の対象である建物※が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・ <b>落石</b> 等によって、保険の対象に損害が発生し、発生した損害の状況が次のア。またはイ。に該当する場合をいいます。 <b>ア. 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合</b> イ. 保険の対象である建物※が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合						

○「土砂崩れ」について、以下のとおり明確化しました。

土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
------	-------------------------------

○「外観上の損傷、汚損」について、従来は「破損、汚損等」による損害の場合のみ補償の対象外としていましたが、「火災、落雷、破裂・爆発」「風災、雹災、雪災」「水ぬれ」「盗難」「水災」においても補償の対象外とするよう改定しました。

	改定前	改定後
外観上の損傷、 汚損	「破損、汚損等」の場合のみ対象外	「火災、落雷、破裂・爆発」「風災、雹災、 雪災」「水ぬれ」「盗難」「水災」「破損、 汚損等」の場合に <b>対</b> 象外

○保険金を支払わない場合の「雨水等の吹込み、漏入による損害」について、以下のとおり明確化しました。

	改定前	改定後
雨水等の吹込み、 漏入による損害	風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害をいいます。ただし、建物もしくは屋外設備 <b>またはこれら</b> の開口部が第3条(保険金を支払う場合)に掲げる事故によって直接破損したために生じた損害を除きます。	風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん) <b>その他これらに類するもの</b> の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害をいいます。ただし、建物または屋外設備 <b>の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)</b> が第3条(保険金を支払う場合)に掲げる事故によって破損し、 <b>その破損部分から建物または屋外設備の内部に吹き込むことまたは漏入することによって</b> 生じた損害を除きます。

○保険金を支払わない場合の「消耗劣化、虫食い等による損害」について、対象となる事例を追加しました。

	改定前	改定後
消耗劣化、虫食い 等による損害	保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、 <b>は</b> がれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害をいいます。	保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、 <b>剝</b> がれ、肌落ち、 <b>発酵</b> もしくは <b>自然発熱</b> その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害をいいます。

○損害防止費用の補償要件について、告知義務違反・通知義務違反・重大事由解除や特約の規定により保険金が支払われない場合は、補償の対象外となるよう改定しました。

	改定前	改定後
	第3条(保険金を支払う場合)の損害の発生 <b>および</b> 拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、 <b>第4条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しない場合および基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)または基本条項第17条(追加保険料領収前の事故)(1)の規定が適用されない場合に限り</b> 、当社は、次に掲げる費用に対して、損害防止費用を支払います。 ～以下略～	第3条(保険金を支払う場合)の損害の発生 <b>また</b> は拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、 <b>この普通保険約款またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険金が支払われないとき(免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。)</b> を除き、当社は、次に掲げる費用に対して、損害防止費用を支払います。 ～以下略～

## 2. 払込方法の改定

主な改定項目	改定内容
請求書払の新設	<p>保険期間5年以下の契約の保険料払込方法に、請求書払を追加しました。 なお、次の場合は請求書払とすることができませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●GK すまいの保険・ローン団体扱契約</li> <li>●積立タイプの契約</li> <li>●個人契約(法人格のないマンション管理組合契約を含む)</li> <li>●分割払契約</li> <li>●団体扱・集団扱契約</li> </ul>

上記以外の改定内容につきましては、当社ホームページ (<http://www.ms-ins.com/personal/kasai/gk/index.html>) に掲載の「改定のご案内」をご覧ください。

- ◆「GK すまいの保険」は家庭用火災保険の愛称です。
- ◆このチラシは、「GK すまいの保険(5年以下用)」「GK すまいの保険・スーパーロング」「GK すまいの保険・ローン団体扱用」「GK すまいの保険(マンション管理組合用)」の概要をご説明したものです。詳しくは「重要事項のご説明」または「ご契約のしおり(約款)」等をご覧ください。